

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年10月13日（令和3年（行情）諮問第416号）

答申日：令和4年8月15日（令和4年度（行情）答申第194号）

事件名：特定文書に記載の「累次の報告」に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「累次の報告」（出典：2019-00523-0001-IMG）に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる33文書（以下、順に「文書2」ないし「文書34」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月22日付け情報公開第02196号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

不開示とした部分について理由番号2のような「理由1，3以外の不開示部分」という記述では不開示箇所を特定することはできない。

理由番号3のように具体的に特定を求める。

（3）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、令和元年12月25日付けで受理した審査請求人からの開示請求「「累次の報告」（出典：2019-00523-0001-I

MG)に該当するもの全て。」に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し、部分開示とする決定を行った(令和2年2月25日付け情報公開第02707号)。更に、最終の決定として33件の文書特定し、部分開示とする決定を行った(令和3年1月22日付け情報公開第02196号)。

これに対し、審査請求人は、令和3年2月11日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる33文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2ないし文書34の発受信時刻、パターンコード等は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し不開示とした。

イ 文書2ないし文書4(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書5、文書6ないし文書13(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書14、文書15ないし文書22(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書23、文書24ないし文書28(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書29、文書30(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書31(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書32、文書33(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)、文書34(理由(1)及び(3)以外の不開示部分)は、公にしないことを前提としたわが国政府部内の検討の内容に関する記述、非公表を前提として行われた他国とのやりとりに関する情報等であり、協議の相手方の氏名・所属等を含め、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。

ウ 文書2(1頁目本文2行目ないし4行目)、文書3(1頁目本文2行目及び3行目)、文書4(1頁目本文2行目及び3行目左から1箇所目)、文書6(1頁目本文2行目)、文書7(1頁目本文2行目及び3行目)、文書8(1頁目本文2行目)、文書9(1頁目本文2行目及び3行目)、文書10(1頁目件名欄右から1箇所目、本文2行目右から1箇所目、3行目及び4行目)、文書11(1頁目本文2行目右から1箇所目、3行目、4行目及び8行目)、文書12(1頁目本文2行目左から1箇所目、3行目右から1箇所目及び4行目)、文書13(1頁目本文2行目左から1箇所目及び2箇所目、及び5行

目), 文書15(1頁目本文2行目左から1箇所目及び2箇所目, 3行目右から1箇所目, 4行目ないし7行目), 文書16(1頁目本文4行目右から1箇所目及び5行目右から1箇所目), 文書17(1頁目本文2行目), 文書18(1頁目本文2行目及び3行目, 5行目及び6行目左から1箇所目及び2箇所目), 文書19(1頁目本文2行目), 文書20(1頁目本文2行目及び3行目), 文書21(1頁目本文2行目), 文書22(1頁目本文2行目左から1箇所目), 文書24(1頁目本文2行目左から1箇所目), 文書25(1頁目本文2行目左から1箇所目及び4行目), 文書26(1頁目本文1行目ないし3行目), 文書27(1頁目件名欄右から1箇所目, 本文2行目, 3行目左から1箇所目, 4行目及び5行目), 文書28(1頁目本文2行目及び3行目), 文書30(1頁目件名欄右から1箇所目, 本文2行目, 3行目左から1箇所目及び4行目), 文書31(1頁目本文2行目及び3行目), 文書33(1頁目本文2行目), 文書34(1頁目本文3行目)は, 個人に関する情報であって, 個人の識別につながるおそれがあるため, 法5条1号に該当し不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は, 「①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求め。」, 「②不開示処分の対象部分の特定を求め。」, 「③一部に対する不開示決定の取り消し。」, 等主張する。①に関しては, 外務省は, 審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており, 文書の特定に漏れはなく, 審査請求人の主張は当たらない。②に関しては, 外務省は, 上記(3)のとおり不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており, 審査請求人の主張には理由がない。③に関しては, 上記(3)のとおり, 外務省は, 対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で不開示箇所の特定を行っており, 審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき, 諮問庁としては, 原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

上記1(3)ウの不開示理由について, 法5条1号に該当するとして不開示としたが, 当該部分は, 本件対象文書の情報提供に係る外国政府職員等に関する情報であって, これを公にすることにより, 情報源が明らかとなり, これまでの外交によって積み上げた我が国と関係国政府等との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることから, 法5条3号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 令和4年5月24日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月23日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年8月1日 審議
- ⑦ 同月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる33文書である。

審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分について、上記第3の2のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書は、「「累次の報告」（出典：2019-00523-0001-IMG）に該当するもの全て。」であり、「出典：2019-00523-0001-IMG」とは、審査請求人による別件開示請求「「国際的に広く共有されている」（【出典】「【対外発信・応答要領】外務省ウェブサイト『日米地位協定Q&A』の改訂」（2018-00474）2枚目）との認識の根拠にした文書の全て。【裏面をご参照下さい】」において、処分庁が開示決定等をした文書「調査訓令（外国軍隊に対する国内法令の適用について）（第128620号）」（以下「別件開示文書」という。）を示している。

イ 本件請求文言にいう「累次の報告」とは、在イタリア日本国大使館及び在ドイツ日本国大使館が業務の中で得た当該国の情勢に関する一般的な報告のうち、同国に駐留する外国軍隊の地位に関する制度・運用等に関して収集した情報の継続的な報告を示していたことから、本件開示請求は、別件開示文書の発出以前になされた同報告文書を求めているものと解し、処分庁は、当該各大使館から報告された別紙の1に掲げる文書1（以下「先行開示文書」という。）を特定し、相当の

部分として一部開示決定した後に、別紙の2に掲げる33文書を本件対象文書として特定した。

ウ 本件審査請求を受け、改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 処分庁において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これに加え、審査請求人において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

- (1) 発受信時刻及びパターンコード等について

別表1の番号1欄に掲げる各部分には、電信の発受信時刻、パターンコード等、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 上記(1)以外の不開示部分について

ア 当該各部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象文書は、在イタリア及び在ドイツ日本国大使館員等が各駐在国の政府関係者及び各駐在国に駐留する米軍関係者等（以下「関係国政府等」という。）から聴取した、各駐在国に駐留する米軍の地位に関する制度・運用等に係る報告文書であり、当該各不開示部分には、これまでの外交によって積み上げた我が国と関係国政府等との信頼関係の下、公にしないことを前提として直接提供された、イタリア及びドイツに駐留する米軍に対する国内法令の適用に関する関係国政府等の見解（回答）が詳細に記載されており、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が著しく損なわれ、ひいては今後の情報収集に差し支えるおそれがあるため不開示とした。

イ 別表1の番号2欄に掲げる各部分には、本件対象文書の情報提供者

たる各駐在国政府関係者等の氏名及び肩書等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これまでの外交によって積み上げた我が国と関係国政府等との信頼関係の下、公にしないことを前提として直接提供された情報であるなどとする上記アの諮問庁の説明を踏まえれば、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表1の番号3欄に掲げる各部分には、在イタリア及び在ドイツ日本国大使館員等をして、各駐在国政府関係者等から得た情報等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分には、上記アで諮問庁が説明するとおり、イタリア及びドイツに駐留する米軍に対する国内法令の適用に関する関係国政府等の見解（回答）について、在イタリア及び在ドイツ日本国大使館員等をして、関係国政府等を往訪するなどして得た情報の詳細が記述されていると認められ、当該部分を公にすることにより、他国との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、イタリア及びドイツに駐留する外国軍隊の地位に関する制度・運用等に関して収集した情報の継続的な報告であることを示しているにすぎず、これを公にしたとしても、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ、今後の情報収集に差し支えるおそれがあるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 先行開示文書

文書1 調査訓令（外国軍隊に対する国内法令の適用について）（第128620号）

2 本件対象文書

文書2 調査訓令（伊回答）（防衛情報）（第1133号）

文書3 調査訓令（独回答）（第1140号）

文書4 調査訓令（伊回答No. 4）（防衛情報）（第857号）

文書5 調査訓令（伊追々加回答）（防衛情報）（第560号）

文書6 調査訓令（伊追加回答）（防衛情報）（第538号）

文書7 調査訓令（在独大回答）（第524号）

文書8 調査訓令（在独大一次回答）（防衛情報）（第220号）

文書9 （調査訓令）（回電）（第2258号）

文書10 （又吉参与と独外務省との意見交換）（第3192号）

文書11 （又吉参与とドイツ連邦不動産庁との意見交換）（第3193号）

文書12 （ドイツ連邦不動産庁との意見交換）（第1138号）

文書13 （ドイツ外務省との意見交換）（第1126号）

文書14 （独回答）（第2593号）

文書15 （当地米大担当内話）（第1623号）

文書16 （伊回答）（第1619号）

文書17 調査訓令（独回答）（第404号）

文書18 調査訓令（第3855号）

文書19 調査訓令（伊回答）（第2095号）

文書20 調査訓令（独回答）（第2073号）

文書21 （回答）（第3292号）

文書22 （在独米空軍将校内話）（防衛情報）（第4715号）

文書23 調査訓令（独回答）（第4321号）

文書24 調査訓令（独回答）（防衛情報）（第4281号）

文書25 調査訓令（独回答）（防衛情報）（第3740号）

文書26 （独外務省担当部員の説明）（第3665号）

文書27 （独外務省の説明）（第3120号）

文書28 調査訓令（独回答）（第1932号）

文書29 調査訓令（防衛情報）（第1899号）

文書30 （独外務省の説明）（第1850号）

文書31 調査訓令（独回答）（第1529号）

- 文書 3 2 調査訓令（独回答）（第 1 3 9 4 号）
- 文書 3 3 調査訓令（伊回答）（第 7 8 9 号）
- 文書 3 4 （調査訓令：独回答）（第 2 2 5 4 号）

別表 1

番号	文書番号	不開示部分
1	文書 2 ないし文書 3 4	発受信時刻, パターンコード等
2	文書 2	本文 2 行目ないし 4 行目
	文書 3	本文 2 行目及び 3 行目
	文書 4	本文 2 行目及び 3 行目左から 1 箇所目
	文書 6	本文 2 行目
	文書 7	本文 2 行目及び 3 行目
	文書 8	本文 2 行目
	文書 9	本文 2 行目及び 3 行目
	文書 1 0	件名欄右から 1 箇所目, 本文 2 行目右から 1 箇所目, 3 行目及び 4 行目
	文書 1 1	本文 2 行目右から 1 箇所目, 3 行目, 4 行目及び 8 行目
	文書 1 2	本文 2 行目左から 1 箇所目, 3 行目右から 1 箇所目及び 4 行目
	文書 1 3	本文 2 行目左から 1 箇所目及び 2 箇所目, 及び 5 行目
	文書 1 5	本文 2 行目左から 1 箇所目及び 2 箇所目, 3 行目右から 1 箇所目, 4 行目ないし 7 行目
	文書 1 6	本文 4 行目右から 1 箇所目及び 5 行目右から 1 箇所目
	文書 1 7	本文 2 行目
	文書 1 8	本文 2 行目及び 3 行目, 5 行目及び 6 行目左から 1 箇所目及び 2 箇所目
	文書 1 9	本文 2 行目
	文書 2 0	本文 2 行目及び 3 行目
	文書 2 1	本文 2 行目
	文書 2 2	本文 2 行目左から 1 箇所目
	文書 2 4	本文 2 行目左から 1 箇所目
文書 2 5	本文 2 行目左から 1 箇所目及び 4 行目	
文書 2 6	本文 1 行目ないし 3 行目	
文書 2 7	件名欄右から 1 箇所目, 本文 2 行目, 3 行目左から 1 箇所目, 4 行目及び 5 行目	
文書 2 8	本文 2 行目及び 3 行目	
文書 3 0	件名欄右から 1 箇所目, 本文 2 行目, 3 行目左から 1 箇所目及び 4 行目	

	文書 3 1	本文 2 行目及び 3 行目
	文書 3 3	本文 2 行目
	文書 3 4	本文 3 行目
3	文書 2 な いし文書 4	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 5	番号 1 以外の不開示箇所
	文書 6 な いし文書 1 3	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 1 4	番号 1 以外の不開示箇所
	文書 1 5 ないし文 書 2 2	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 2 3	番号 1 以外の不開示箇所
	文書 2 4 ないし文 書 2 8	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 2 9	番号 1 以外の不開示箇所
	文書 3 0	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 3 1	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 3 2	番号 1 以外の不開示箇所
	文書 3 3	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所
	文書 3 4	番号 1 及び番号 2 以外の不開示箇所

別表 2

文書番号	開示すべき部分
文書 2	件名の左から 5 文字目ないし 19 文字目
文書 3	件名の左から 5 文字目ないし 19 文字目
文書 4	件名の全部
文書 5	件名の全部
文書 6	件名の全部
文書 7	件名の全部
文書 8	件名の全部
文書 14	件名の左から 1 文字目ないし 8 文字目
文書 16	件名の左から 1 文字目ないし 8 文字目
文書 17	件名の左から 5 文字目ないし 13 文字目